



三条北ロータリークラブ週報

2013-2014年度

国際ロータリー会長：ロン D. パートン「ロータリーを实践し みんなに豊かな人生を」

第2560地区ガバナー：山崎堅輔 「進めよう！職業奉仕の洗練化を！」

「備えよう！大震災の心構えを！」

三条北ロータリークラブテーマ「楽しくなければ ロータリーではない」

会長：丸山 勝

幹事：岡田 健

SAA：石黒 隆夫

例会日：火曜日12:30～13:30

例会場：三条ロイヤルホテル TEL34-8111

事務局：三条市本町3-5-25三条ロイヤルホテル内

TEL:0256-35-7160 FAX:0256-35-7488



HP：<http://www.sanjo-nrc.org>

AD：north@sanjo-nrc.org

本日の行事：卓話

「企業の安全対策について」

- ◆本日の出席：71名中40名
- ◆先々週の出席率：71名中53名 74.65%
(前年同期 81.16%)

- ◆本日のゲスト：
(公財)新潟県暴力追放運動推進センター
専務理事 猪股 良二 様

- ◆本日のビジター：
三条RC 五十嵐昭一さん

- ◆本日のオブザーバー：米山奨学生
ファム・フーン・ヴァン君

- ◆先週のメイクアップ：(敬称略)
7月6日会員増強委員会 柄沢憲司
佐藤文夫、大橋政雄、加藤 實
18日三条東RCへ 馬場直次郎
18日三条RACへ 浅間 一洋
18日第4回ゴルフコンペ
丸山正男、石川一昭、今井克義
丸山 勝、大橋政雄、斎藤 正
柄沢憲司、岡田 健、岡田大介
落合益夫、佐藤義英、早川龍雄
22日三条南RCへ 石黒隆夫
石川勝行、高橋彰雄、山崎 勲

会長挨拶：丸山 勝会長



本日は卓話をお願いしています、公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター 専務理事 猪股様 よろしくお祈りします。また、三条クラブより五十嵐様メイクアップありがとうございます。米山奨学生

ファム君 出席ありがとうございます。今回の参議院選挙で自民党の圧勝でこれからはアベノミクスが加速すると思われま。皆様の所の景気はどうですか？安倍総理になって円安になり半年、私の会社ではだんだん景気が悪くなっていると感じます。まずは景気を良くするには自分で考えて良くするほかないのでは…そうは言っても現実は見積もりを出せば3割高いと言われます。よく聞いてみると相手は中国工場です。本当に大変です。当社は今日の天気のように。早く梅雨が明けて快晴になってくれ…早く景気よくなれ…

先週木曜日、ゴルフ同好会のコンペが長岡カントリーでありました。佐藤義英会員、優勝おめでとうございます。ちなみに私は、ブービーメーカーでした。



丸山会長として初めてファム君へ

幹事報告：岡田 健幹事



- ・山崎ガバナーより 第2560地区2016-2017ガバナーノミニ候補者推薦のお願い
〆切り2013年9月末
第12回日韓親善会議参加のお願い
日時 2013年10月19日(土)20日(日)
会場 グランドハイアットソウル
ロータリーカード申し込みのお願い
ロータリーカードを利用してポリオ撲滅を
ガバナー事務所夏季休業のお知らせ
8月13日(火)～8月18日(日)
- ・地区財団委員長より 第1回ロータリー財団セミナー開催のご案内
日時 2013年8月24日(土)12:00～
会場 新潟万代シルバーホテル
- ・3.11福島を忘れない!上映実行委員会より チラシ配布のお願い
期日 8月3日(土) 会場 三条市総合福祉センター
チケットは事務局にあります1枚500円です。
- ・白根RCより 50周年記念誌送付について



◆ロータリー財団BOX：23日現在累計31,000円

- 佐藤 義英君 目の前にBOXがあったので!!
大橋 政雄君 米山さんに協力
米山 忠俊君 ファム君今日は例会出席ご苦労さん。元気ですか?健康に気を付けて日本の夏を楽しく過ごして下さい。



◆米山奨学BOX：23日現在累計36,000円

- 石丸 進君 ファム君の顔が見えたので嬉しく思い、協力させていただきます。
石川 一昭君 協力です
石川 友意君 昨年度の米山奨学の寄付額が地区1番になりました。皆様のご協力に心から感謝いたします。
澁岡 茂君 大野さんが委員長、私が副委員長、本間建雄美さん、高橋研一さんが委員です。今年度宜しく頼みます。



◆ニコニコBOX：23日現在累計62,000円

- 五十嵐昭一君 (三条RC) 久しぶりにお邪魔します。
丸山 勝君 暴力追放推進センター専務理事猪股良二様、卓話宜しくお願ひします。
渋谷 義徳君 専務理事猪股様に感謝致します。ありがとうございます。
中條 耕二君 元三条署長猪股良二様に署長時代ご指導を頂き心より感謝しております。
馬場直次郎君 さっき12:05東北地方に震度4の地震があったとか、まさしく災害は忘れた頃にやってくるですね。クワバラクワバラ!
早川 瀧雄君 笹原BOX委員長に協力します。
佐藤 義英君 同好会ゴルフ優勝しました。ニギリが久々に入りましたので!!
森 宏君 先週は大桃さんのお話を聞き逃してしまいました。お詫びに一口。
佐藤 弘志君 専務理事猪股様 新潟から御苦労様です。卓話よろしくお願ひします。三条ロータリーの五十嵐様ようこそいらっしゃいました。
山上 茂夫君 久しぶりに出席できました。病気との闘いが続いています。皆様のご厚情に感謝しています。

岡田 健君 山上先生の元気な顔を久しぶりに見せて頂き喜んでおります。五十嵐様ようこそ歓迎いたします。

目黒由賀利君 重苦しい空が続きなかなか梅雨開けの知らせが聞かれませんが、北ロータリーの晴れやかな先輩方に会うと気持ちも軽くなります。感謝感謝です。

樋口 金占君 BOXに協力

小林 幹扶君 //

小林 繁男君 //

石川 一昭君 //

石川 友意君 //

笹原 壯玄君 12日から16日までの東京のお盆が終わりホットしています。



本日の行事：卓話（公財）新潟県暴力追放運動推進センター 専務理事 猪股良二様

講師紹介 渋谷プログラム委員長



猪股様は佐渡のご出身で最初の配置先は加茂署。その後警察本部などを勤務され平成2年に三条署刑事課長として勤務。その後見附署長等を歴任され平成17年、三条警察署長として勤務されました。

今日は私達企業にとりまして重要なテーマのお話をして頂けると思います。ご静聴宜しくお願いします。

「企業の安全対策について」



本日は貴重なお時間を与えて頂き感謝申し上げます。

対策を講じて頂く為には関心を持って、現状を知って頂く事が基本であります。

1.暴力団等反社会的勢力の現状

最初に何故、今、暴力団等の排除対策をしなければならないか。暴力

団は組織系列化を進め、大きな組織が誕生、山口組、稲川会、住吉会等一定の組織が暴力団全体の大半を占める様な状態になりました。組織の大型化は資金力の増大になり、この膨大な資金に群がり、暴力団と一緒に活動する連中が出てきました。「共生者」と読んでいますが、既存の社会制度や経済取引の仕組みを巧みに利用しながら経済取引等に潜入し暴力団との関係を隠蔽しながら、更なる資金の増加を画策する、犯罪者集団として、質的にも社会に及ぼす被害実態でも放置できない状況になって来て、

行政も経済界も危機意識を強め、対策を取らざるを得ない事態になっているからです。

2. 行政などの狙い

暴力団や反社会的勢力が組織を肥大化させ、活動を強化させている基は暴力団組織に流れ込む資金であり、彼等に資金提供する者が居るからこれを遮断する必要がある。

この資金の流れを遮断する対策を講じる必要があります。平成19年6月に政府から「企業指針」として被害防止の基本原則が示されました。企業等として何をすればいいのか、何を求められているのか。

- *一つは 企業等として暴排姿勢の明確化
- *一つは 排除活動を推進する体制の整備です。

組織として、意思決定をしてその事を内外に向けて明らかにする、同時に組織対応ができる様に対応する部署や責任者を決め、そのことを組織内に周知し、法的対抗が可能となる*「暴排条項」を導入、取引等で活用するようにすることです。

暴排宣言の実施、暴追センターの賛助会制度の活用、必要情報の集約体制の整備など、いづれも申し上げた二つの事項の具現化の方策であり、この事は、対応責任者の負担軽減と同時に、業務の安全確保、企業に参加する従業員の安全確保、安心感の醸成にも資することになります。暴対法の改正や都道府県条例の施行等で暴力団排除は県民や事業主の責務とされました、この流れに対応しなければ、何らかの不利益や社会的制裁なども覚悟しなければならない事もありました。

企業等は、暴力団等との関係遮断、排除を徹底すると同時に、行政の要望に対応できる体制も整備しておく必要があるという事です。

色々な意味で不利な取り扱い等を回避し、業務の安全の観点からも是非ご理解頂きたい。

＊暴排条項の活用

暴排条項とは、取引や施設利用などの契約時に、通常の契約事項に併せて

○暴力団や不当要求者は取引相手としない-----

暴力団等の関係者と判明したら、契約は一方的に解除する。この解除で、損害が出たら被害弁償してもらう。ただし、そちらの被害には一切応じない

という内容を、記載（契約書、利用約款等）しておき、相手から確認書を取っておき、暴排条項に触れる事項が判明したら、即解除して被害防止をはかる。

民暴担当の弁護士も、暴排条項の整備活用を強く望んでいる。

3.新潟県暴力団排除条例

平成23年8月に県条例が施行になりました。三条市も昨年の4月1日に施行されています。この事で、県民、事業主の責務として暴力排除取組が義務化されました。

暴対法も国や地方自治体の責務として積極的な取組を明記しました。

これらのことで変わったのは、暴力団との関係が、一般的な社会規範から法、条例等に基づく「法規範」になったという事です。

これまで暴力団と付き合いでも、そのこと自体で特別な扱いを受ける事は無かったが、今後は彼等と関係を有すればその事だけで何らかの社会的制裁や場合に拠っては法に基づく処罰も受けなければならない事になったという事です。この変化を企業や組織のトップ、或いは執行体制の一員になっている方は明確に認識、理解して下さい。

県条例の11条には「事業主の利益供与の禁止規定」がおかれまして。要約すれば、いかなる形であれ暴力団と承知して彼らに利益を与えたり、活動を助けたり、組織運営や維持に手を貸すことは禁止する。 ということです。

大変厳しい規定で、正規な取引でも該当します。該当すると「調査」「勧告」となります。「勧告」に反したり従わなければ「公表」つまり、暴力団と関係有る組織として発表される。

公表されれば、社会的制裁は免れない、企業等として運営して行く事も困難になる。企業等の社会的責任、地域責任に対する国民や県民の意識は比較にならないくらい厳しくなっている。先行的に実施されている、九州などでは「公表」等の取り扱いを受け、倒産や廃業を余儀なくされている事案が続発して居るとの事です。

また条例では取引時の確認義務や不動産取引での制約など、暴排条項を整備していないと履行できない様な規定になっている事に注意して下さい。

企業の安全対策という事ですが、行政の要望や条例の規定などを踏まえて対応できる体制を構築して取り組む事も大事です。

その上で警察や暴追センターとの関係、連携体制を構築し担当者の負担軽減を図り、暴力団等からの不当な要求などに毅然として対処していく事になります。

万が一、不当要求に応じた場合、これまでは被害者としての評価でした、しかし、今は彼等の要求に応じたら彼等の活動に協力した者としての評価になります、状況次第では、応じた者も処罰対象になる、この考え方も理解しておいて頂きたい。

「社会対暴力団」の対決構図の定着と言っていますが、暴力排除の主役が事業主や県民一人一人の責務とされた意味も分かって頂きたい。暴追センターは、常時皆様方と連携して対応する体制をとっております。又センターと警察、弁護士会との相互協力体制も整っております。安心して活用して頂く事をお願いして終わりに致します。

暴力団排除条項の参考例

第〇条 反社会的勢力の排除

- 1 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員および経営に実質的に関与している者を含む)が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から〇年〔※5年の範囲で適宜定める〕を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 ① 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。
 - ② 乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
 - ③ 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。
- 4 ① 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。
 - ② 乙が前号の規定に違反した場合は、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。
- 5 甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

属性要件
行為要件
表明確約
報告義務

〇「新潟県暴力団排除条例」の抜粋

① 条例の目的（1条）

条例の目的は、県民、行政が相互に連携、協力して、暴力団のいない安全で安心できる環境確保が目的です。

② 排除対象は（2条）

暴力団員と暴力団員でなくなってから五年以内の者も対象になる。

③ 県民の責務（5条）

県民、事業主は自主的な排除取組と県の施策への協力が義務化された。
県民は、暴力団に関する情報について、県に対しての通報に努めなさい。

④ 県の措置（4条6条）

県は、責務として排除施策を実施する、暴力団関係者は、入札に参加させない。その他、排除に必要な措置をとる。

県民が自主的に取り組めるように情報提供や支援をする。

⑤ 利益供与の禁止（11条）

事業主は、暴力団に経済的利益を与えてはならない。

暴力団の活動を助長、あるいは、運営に資する利益の供与してはならない。

禁止規定～ 違反すれば、調査、勧告、公表の措置がとられる。

勧告～ 違反行為として是正が指示される、公共事業参加企業は県に事実を通報・・・行政処分を覚悟

公表～ 暴力団に関与した企業として公表・・・金融機関取引停止等（事実上の企業運営が出来なくなる・・・廃業、倒産も覚悟）

⑥ 取引関係の確認（12条）

取引関係者が暴力団関係者でないことを確認、書面で誓約などをしなさい。

暴力団関係者と判明したら、催告なしで解除出来るようにしなさい。

（暴力団排除条項を導入整備しておかないと出来ない）

⑦ 不動産取引（13条）

暴力団組事務所に使われるものでないことを確認しなさい。

暴力団組事務所の使われるものは取引してはならない。

不動産売買契約には、組事務所に使ってはならないこと、使った場合は契約の解除、買い戻しが出来ることを契約条件にいれなさい。

⑧ 特別強化区域の指定（17条）（基本～みかじめ料の提供禁止）

公安委員会が区域を指定する。

強化指定区域内の特定営業者（風営適正化法第2条関係）（接待飲食、遊技場、性風俗店、接客業務、飲食店）は、利益供与をしてはならない。

（罰則～ 1年以下の懲役、50万円以下の罰金）～ 検挙対象

注

◎ 利益供与

金銭提供、 場所提供、 組事務所の改装や修理、組用の印刷物の作成
組事務所への荷物の搬送、物品の貸与、優遇措置、行事への招待等

会 員		誕 生 日	ご夫人	
高森	武志	6	石川	千鶴 3
佐藤	伸一	7	外山	文佳 7
石丸	進	9	森	由実 13
星野	義男	10	田中	雪江 20
加藤	實	10	石川	みや子 21
福岡	信行	21	小林	明美 22
笹原	壯玄	25	星野	雪枝 24
西村	護	27	丸山	夏子 25
青木	省一	31	菊池	展世 29

結婚記念日

外山裕一・文佳 5



第4回ゴルフコンペ

7月18日(木)長岡ゴルフクラブ

優勝：佐藤義英 準優勝：岡田大介 三位：柄沢憲司

